特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー当の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神戸町長

公表日

令和6年12月19日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	税に関する事務				
②事務の概要	・地方税法に基づき税を賦課徴収している。また、課税に必要な調査、及び課税総額と明細の確定を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 【町県民税】 ①町県民税の賦課徴収に関する事務 ②町県民税の減免に関する事務 ③徴税者の宛名情報の特定や突合を行う事務 ④証明発行事務 【固定資産税】 ①固定資産税の賦課徴収に関する事務 ②固定資産税の減免に関する事務 ②動だ者の宛名情報の特定や突合を行う事務 ④証明発行事務 【軽自動車税】 ①軽自動車税の賦課徴収に関する事務 ②軽自動車税の賦課徴収に関する事務 ②軽自動車税の賦課徴収に関する事務 ②軽自動車税の賦課徴収に関する事務 ② 納税者の宛名情報の特定や突合を行う事務 ④ 証明発行事務 中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会・提供等の業務を行う。				
③システムの名称	総合行政システム(町県民税、固定資産税、軽自動車税、宛名管理)、住民税申告受付支援システム、eLTAX(審査システム、国税連携データ受信システム)、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

町県民税システムファイル、固定資産税システムファイル、軽自動車税システムファイル、口座システムファイル、宛名管理システムファ イル、納税管理人システムファイル、電子申告審査(eLTAX)システムファイル、国税連携(eLTAX)システムファイル、課税資料ファイル

3. 個人番号の利用

◎行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、第9条第3項、第19条第9号、別表第一 16の項
 ◎行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	◎番号法第19条第8号に基づく第1条、第2条、第3条、第4条、条、第20条、第21条、第22条、25条、第26条の3、第27条、第235条、第37条、第38条、第39条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

 6. 他の評価実施機関

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 神戸町総務部総務課 〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地 0584-27-3111

 9. 規則第9条第2項の適用
 []適用した 適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年11月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年11月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
] ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(f	青報提供ネットワークシ	ンステムを通じた				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	₹(委託や情報提供ネット ・	ワークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[O]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]:	全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情 不正に使用されるリス は使用等のリスクへの対 けれるリスクへの対 システムを通じて目的 システムを通じて不正 い・滅失・毀損リスクへ	対策 (を話や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠		ている。また、職員研修	とができる端末、職員、参照範囲が必要最小限とな 修の中でも情報セキュリティの研修を行っている。こ			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I -5-② 所属長	税務課長 石原 誠	税務課長 竹中明彦	事後	MELLING WITTER ORDERS
	Ⅰ-4-② 法令上の根拠		情報提供別表第2に38、85-2の追加	 事後	
	I-5-② 所属長	┣ ┃ 税務課長 竹中明彦	別表第2主務省令に24、26-3、59-2、59 税務課長 佐藤森行	 事後	
	I -5-② 所属長	人 税務課長 佐藤森行	税務課長	 事後	
令和3年10月1日	Ⅱ1. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	——————— 事後	
令和3年10月1日	Ⅱ2. いつの時点か	平成31年4月1日時点	令和3年10月1日時点	——————— 事後	
令和3年10月1日	I 3. 法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)	——————— 事後	
令和3年10月1日	I 4. ②法令上の根拠	【【情報提供】 【 ◎番号法第19条第7号(特定個人情報の提	【情報提供】 ◎番号法第19条第8号(特定個人情報の提	事後	
令和5年7月1日	I -1-③	・地方税法に基づき税を賦課徴収している。また、課税に必要な調査、及び、課税総額と明細	総合行政システム(町県民税、固定資産税、軽	事後	訂正
令和5年7月1日	I -2	町県民税システムファイル、固定資産税システ	日初子化、2016年7、日本代・日本代・日本代・日本代・日本代・日本代・日本代・日本代・日本代・日本代・	事後	システム追加
令和5年7月1日	I -4-②	【情報提供】	【情報提供】 ◎番号法第19条第8号、別表第二の第3欄(情	事後	法改正に伴う変更
令和5年7月1日	I -5-①	税務課	総務部 税務課	事後	訂正
令和5年7月1日	I I−1	令和3年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和5年7月1日	II -2	令和3年10月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	上記見直しに伴う時点の変更
令和6年11月1日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	権利利益の保護に取り込んでいる	権利利益の保護に取り組んでいる	事後	
	表紙-公表日	令和5年7月14日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月1日	I 4. ②法令上の根拠	◎番号法第19条第8号、別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特	【情報提供】	事後	法改正に伴う変更
令和6年11月1日	Ⅱ-1対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年11月1日	I I−1	令和5年7月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月1日	I I −2	令和5年7月1日	令和6年11月1日	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-11最も優先度が高いと考 えられる対策		目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-11最も優先度が高いと考 えられる対策 当該対策は十		特に力を入れている	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-11最も優先度が高いと考 えられる対策 判断の根拠		情報提供ネットワークシステムで、情報照会を 行うことができる端末、職員、参照範囲が必要	事後	
令和6年11月1日		基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和6年11月1日	IV-2	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-3	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-4	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-5	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-6	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV-7	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年11月1日	IV−10	特に力を入れている	十分である	事後	